



栃木県公報

平成31(2019)年
1月8日(火)
第3053号

目 次

規 則	
○栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例施行規則の廃止……………	3
告 示	
○自衛官候補生の募集期間……………	3
○自衛官候補生の採用試験の試験期日等……………	3
○地籍調査の成果の認証……………	4
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧……………	4
○道路の区域の変更……………	4
○道路の供用開始……………	5
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地処分……………	5

規 則

栃木県規則第一号

栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。
平成三十一年一月八日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例施行規則（平成七年栃木県規則第十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（警察本部運転免許管理課）

告 示

栃木県告示第2号

平成30（2018）年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成31（2019）年1月8日

栃木県知事 福田 富 一

募 集 種 目	募 集 期 間
自衛官候補生（女子）	平成31（2019）年1月8日（火）～同月25日（金）

栃木県告示第3号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成31 (2019) 年 1 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
自衛官候補生 (女子)	平成31 (2019) 年 2 月 2 日 (土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原 1 丁目 5 番 45号

(市町村課)

栃木県告示第 4 号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 1 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調 査 区 域	成 果 の 名 称	認 証 年 月 日
上三川町	上三川町大字五分一及び大字下蒲生の各一部	上三川町大字五分一及び大字下蒲生の各一部 (五分一Ⅱ・下蒲生Ⅰ地区) の地籍図及び地籍簿	平成30 (2018) 年 12月21日
塩谷町	塩谷町大字船生の一部	塩谷町大字船生の一部 (清水・新谷Ⅰ地区) の地籍図及び地籍簿	平成30 (2018) 年 12月21日

(農村振興課)

栃木県告示第 5 号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第 6 項の規定により公告する。

なお、同法第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成31 (2019) 年 1 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
清原南部土地改良区	清原南部地区土地改良 (維持管理) 事業	平成31 (2019) 年 1 月 9 日から同年 2 月 6 日まで	平成31 (2019) 年 2 月 21 日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第 6 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31 (2019) 年 1 月 8 日から同年 2 月 6 日まで一般の縦覧に供する。

平成31 (2019) 年 1 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 境間々田線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
58	前	小山市大字南飯田字下山291-2 から 小山市大字南飯田字下山303-2 まで	14.2～14.2	236.0	
	後	小山市大字南飯田字下山291-2 から 小山市大字南飯田字下山303-2 まで	9.5～14.2	236.0	

栃木県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成31（2019）年1月8日から同年2月6日まで一般の縦覧に供する。

平成31（2019）年1月8日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
249	一 般 県 道 黒 部 西 川 線	日光市湯西川767番から 日光市湯西川709番2まで	平成31（2019）年 1月8日

(道路保全課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間茂木南部（深沢下）地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成31（2019）年1月8日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 換地処分の年月日
平成30（2018）年12月20日
- 2 換地処分の内容
平成30（2018）年11月2日付け栃木県告示第562号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)